

【2016 年 3 月 28 日版】

福島県双葉郡教育復興ビジョン推進計画書（案）

DRAFT

平成 28 年 3 月 ● 日

福島県双葉郡教育復興ビジョン推進協議会

## 目次

- 1 はじめに
- 2 ビジョン推進の3つの柱
- 3 具体的な取組
  - 3.1 魅力的な教育の推進
    - 3.1.1 子ども主体の学びと「双葉郡子供未来会議」
    - 3.1.2 「ふるさと創造学」の推進
    - 3.1.3 中高一貫校の設置
    - 3.1.4 双葉郡8町村の学校教育環境の充実
    - 3.1.5 教職員の体制充実と指導力向上
    - 3.1.6 「ふたばの教育復興応援団」
    - 3.1.7 他地域との交流・連携
  - 3.2 教育を通じた絆づくり
    - 3.2.1 子どもたちの交流
    - 3.2.2 地域への情報発信と双方向のコミュニケーション
    - 3.2.3 教育支援体制の充実
  - 3.3 教育と地域復興の相乗効果
    - 3.3.1 地域コミュニティとの協働
    - 3.3.2 中高一貫校における地域コミュニティとの連携
  - 3.4 取組推進のための体制
    - 3.4.1 協議会の運営（ビジョン推進協議会事務局）
    - 3.4.2 大学・大学院との連携
    - 3.4.3 企業、NPO等との連携

1 1 はじめに

2 東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故がもたらした多くの課題を乗り越え、  
3 双葉郡の復興を実現するためには、8町村が連携して、また長期的に、復興を担う人材  
4 の育成に取り組む必要がある。双葉郡の未来へむけて、双葉郡ならではの魅力的な教育  
5 を推進するため、平成25年7月31日に「福島県双葉郡教育復興ビジョン」(以下「ビ  
6 ジョン」という。)を策定し、以下5つの方針に基づき教育復興を実行していくとした。

- 7 1)震災・原発事故からの教訓を生かした、双葉郡ならではの魅力的な教育を推進する。  
8 2)双葉郡の復興や、持続可能な地域づくりに貢献できる強さを持った人材を育成する。  
9 3)全国に避難している子どもたちも双葉郡の子であるという考え方のもと、教育を中心  
10 として双葉郡の絆を強化する。  
11 4)子どもたちの実践的な学びが地域の活性化にもつながる、教育と地域復興の相乗効  
12 果を生み出す。  
13 5)双葉郡から新しい教育を創り出し、県内・全国へ波及させる。

14 以来、ビジョンの具現化に向けて「福島県双葉郡教育復興ビジョン推進協議会」や下  
15 部組織のワーキンググループを設置し、施策検討を進めるとともに、教育の主体である  
16 子どもたちの意見を反映させるために「双葉郡子供未来会議」を開催した。また、双葉  
17 郡独自の探究的な学習「ふるさと創造学」の立ち上げや、双葉郡内の中高一貫校である  
18 福島県立ふたば未来学園高等学校の開校など、施策の実現に取り組んできた。

19 しかしながら、震災及び原発事故から5年が経過した今も、双葉郡では6校の小中学校  
20 が臨時休業を余儀なくされており、また再開した学校においても、仮設校舎や他施設  
21 を間借りした校舎での教育活動が行われているなど厳しい状況は続いている。双葉郡8  
22 町村が復旧を越えた復興を目指し、夢・希望・笑顔のある未来を実現するためには、引  
23 き続き郡内の幼稚園・小学校・中学校・高等学校の教育環境の充実に努めるとともに、  
24 今後の学校帰還など中長期な将来を見据えた教育の魅力化について、県と関係町村が一  
25 体となり、また外部の多様な主体と連携・協力しながら取り組んでいく必要がある。

26  
27 そこで、これまでの取組の更なる進展と新たな課題等への対応を視野に入れ、[ビジョン推進協議会の取組計画全体を定めるものとして](#)、この「福島県双葉郡教育復興ビジョン推進計画書」を策定する。対象期間は、まずは平成28年度から3ヶ年とし、[年度ごとに](#)は、国及び福島県の策定する計画や動向も踏まえて[実施計画を別途策定し実行することとする。](#)

1    2 ビジョン推進の3つの柱

2        ビジョンの具現化にあたっては、ビジョンの5つの方針を踏まえつつ、推進の柱を以  
3        下の3つに整理した。

4        1) 双葉郡ならではの魅力的な教育の推進による人材育成

5        小学校・中学校・高等学校を通して一貫した価値観や学力観のもと、教育目標からカ  
6        リキュラムまでを総合的に包含した教育体系を組み上げ、双葉郡ならではの魅力的で新  
7        しい教育を進める。ふるさとへの誇りと自ら未来を切り拓く生きる力を育み、復興や持  
8        続可能な地域づくりに貢献したり、全国や世界で活躍したりする人材を創出する。

9        2) 教育を中心とした双葉郡の絆づくり

10      町村や学校を越えた交流を通して双葉郡の子どもとしてのアイデンティティを育む。  
11      また、全国に避難している子どもたちも双葉郡の子であるという考え方のもと、8町村が  
12      責任を持って関わり、学習支援や再会の場の提供や、双葉郡の情報発信を継続的に行う。  
13      地域住民の参画等も進め、これまでの絆を大切にしながら新たな絆づくりを図る。

14        3) 多様な主体との連携による教育と地域復興の相乗効果の創出

15      学校を地域コミュニティの核と位置付け、多様な主体と連携して教育の充実を図る。  
16      子どもたちの実践的な学びで地域を勇気づけ、新たな産業の創造やコミュニティの活性  
17      化につなげる一方で、地域の人々との出会いが子どもの学びを充実させる、教育と地域  
18      復興の相乗効果を生み出す。

19        3 具体的な取組

20        3.1 魅力的な教育の推進

21        3.1.1 子ども主体の学びと「双葉郡子供未来会議」

22        ○ 子どもたちと大人が共に双葉郡の教育について考え対話する場として、「双葉郡子  
23        供未来会議」を開催してきたことで、子どもたちや保護者の意見収集やビジョンへ  
24        の理解促進を進め、ビジョン具現化のプランに反映させることができた。こうした  
25        場の提供は、子どもが意見表明する権利を尊重するものであり、子どもたちの主体  
26        性を育むものもある。今後も、各取組へ子どもたちや地域住民の意見を取り入れ  
27        ると同時に、参加した子どもたちの考える力や発信する力を伸ばすことを目的とし  
28        て、適宜開催する。

29        ○ 心と命を大切にする価値観のもと、子ども主体で、様々な個性や能力を尊重する学  
30        びを実践していく。学校においても、知識・技能の習得に留まらず、応用力、実践  
31        力、創造力等を育むため、教育課程全体を通してアクティブ・ラーニングを重視す  
32        る。また、学校図書館法の改正（平成26年6月）にも見られるとおり、こういっ

た教育の実践にとって学校図書館の活用は欠かせないものであるが、各町村が再開した学校における読書環境は必ずしも充実しているとは言えず、人員を含めた環境整備や図書予算の確保に取り組んでいく。

### 3.1.2 「ふるさと創造学」の推進

- ふるさとや復興に関する探究的な学習として双葉郡独自の「ふるさと創造学」を推進し、双葉郡内の小学校・中学校・高等学校で共通し連携して取り組む。まず総合的な学習の時間を中心に取り組み、そのねらいや身につけたプロセス、成果等を、各教科等教育課程全体に展開する。また、この「ふるさと創造学」の実践を体系化し、県内・全国へ波及させる。
- 「ふるさと創造学」では、震災や原発事故を通じ子どもたちが得た経験を生きる力に変え、ふるさとへの誇りと自ら未来を創造する思いを育む。子どもたちが日常生活や地域社会に目を向け、課題発見と解決のために考え方び行動する探究的な学習を通して、主体性・協働性・創造性を伸ばすことをねらいとする。具体的な学習内容は、学校の特色や子どもの実態、地域の条件等に合わせて各校で定める。平成 26 年度から郡内小中学校、平成 27 年度から福島県立ふたば未来学園高等学校で取り組んでいる。
- 双葉郡内各校の児童生徒が、「ふるさと創造学」における互いの取組を共有し学びを通じた交流を深めながら、取組の成果を地域へ発信する機会を設ける。平成 26 年には郡内小中学校による「ふたばワールド」における中間発表会と「第 1 回ふるさと創造学サミット」を、平成 27 年度には郡内高等学校も参加し「第 2 回ふるさと創造学サミット」を実施し、その成果や課題を確認した。今後は、「ふるさと創造学サミット（以下、「サミット」と言う。）」を継続的に開催する。具体的な内容は、サミットの趣旨を踏まえつつ、参加する児童生徒や学校、地域の状況等に配慮して、年度ごとに検討し実施する。

### 3.1.3 中高一貫校の設置

- ビジョンの中で、各学校段階を通じて一貫した教育を実践し、双葉郡ならではの魅力的な教育を推進するために、双葉郡に併設型中高一貫校の設立要望がなされた。県教育委員会はこれらの認識を共有して、新たな中高一貫校を設置することとし、地元教育関係者や有識者等を構成員とする「中高一貫校に関する検討協議会」において、高等学校の教育課程及び中高一貫教育の在り方等について協議した。
- 中高一貫校の早期開校を実現するため、既存の広野町立広野中学校校舎を借用し、

1 サテライトの猪苗代校舎及び三島長陵校舎とともに、連携型の中高一貫校として高  
2 等学校を先行して、平成 27 年 4 月にふたば未来学園高等学校が開校した。

- 3 ○ 平成 27 年 7 月に県教育委員会は「福島県立ふたば未来学園中学校・高等学校（仮  
4 称）基本計画」をまとめ、平成 31 年 4 月の本設校舎完成に向けて建設準備に取り  
5 掛かった。基本計画では、基本計画策定の趣旨や教育内容等を明記するとともに、  
6 6 年間を見通した計画的、継続的な教育活動が、幅広い年齢層による学校生活を通  
7 して、豊かな人間性や社会性を育成することが期待されることから、本設校舎開校  
8 時には併設型中高一貫校とすることとした。なお、高等学校段階からの入学者を受  
9 け入れることで、発達段階に応じた多様な価値観に触れることができになることから、  
10 併設型中高一貫教育の導入後も双葉郡の各中学校との連携型中高一貫教育は継  
11 続して実施することとした。
- 12 ○ 平成 28 年に県教育委員会は、「双葉郡教育復興ビジョン推進協議会」の委員や有識  
13 者を構成員とする「ふたば未来学園中高一貫教育検討協議会」を設置し、平成 29  
14 年度まで、ふたば未来学園における中高一貫教育の内容及び併設中学校の教育課程  
15 等について検討するなどして、平成 31 年 4 月の併設中学校開設の準備に当たる。

### 17 3.1.4 双葉郡 8 町村の学校教育環境の充実

- 18 ○ 震災及び原発事故による経済的理由から就学困難となった被災児童生徒に対する  
19 就学援助の拡充や、避難を余儀なくされた児童生徒に対する通学支援など、教育の  
20 機会保障に継続的に取り組む。
- 21 ○ 子どもたちが、必ずしも避難元町村の学校の近隣に居住していない実態を踏まえ、  
22 双葉郡で連携して各町村立学校での相互受け入れを進め、就学環境の確保に努める。  
23 また、区域外就学している子どもたちのために受け皿となる幼稚園・小学校を整備  
24 することについても、継続的に検討する。
- 25 ○ 基本的な教育環境の充実はもちろん、双葉郡ならではの魅力的な教育を町村や校種  
26 の枠を越えて一体となって推進し発信するために、郡内各校での ICT 活用や英語  
27 教育の取組等を進める。授業の質向上や校務負担の軽減に向け、人員配置を含む環  
28 境整備や、学校間の連携を促進する機会の設定に取り組む。
- 29 ○ 帰還の目途が立たない地域を含む双葉郡中部・北部における、帰還後の学校教育環  
30 境の充実や魅力化については、双葉郡における教育復興の重要課題であることに鑑  
31 み、状況の進展に合わせて遅滞なく取り組む。
- 32 ○ サテライト校で教育活動を行っている双葉郡の県立高等学校が平成 29 年 4 月より  
33 休校することに伴い、歴史や伝統の継承に留意するとともに、双葉ならではの教育

1 の一層の充実に努めていく。なお、休校する学校の再開については、学校が所在す  
2 る町の復興状況等を勘案しながら検討を進めていく。

3

#### 4 3.1.5 教職員の体制充実と指導力向上

- 5 ○ 未だ多くの児童生徒が避難生活を送りながら就学しており、学習面や生活面での課  
6 題を抱えていることから、今後ともきめ細かな教育的支援を行う必要がある。そこで引き続き、教職員の加配や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、ICT 支援員等、専門人材によるサポート体制を整備し、充実を図る。また、双  
7 葉郡の教職員のさらなる指導力向上やカウンセリング技能向上等のための研修を  
8 計画的・継続的に実施する。
- 9 ○ 「ふるさと創造学」の充実と発展のため、実践する郡内教職員による研修会や授業  
10 研究会を継続的に行う。地域課題をテーマに探究的な学習に取り組んでいるモデル  
11 校や外部講師の協力を得て、視学官や教科調査官による専門的な指導・助言を受け  
12 ながら、双葉郡ならではの魅力的な教育を進める。また、各校の「ふるさと創造学」  
13 の成果と課題を持ち寄ると同時に、双葉郡の教育について町村や校種、職種を越え  
14 て共に考える「教職員による双葉郡子供未来会議」を年一回程度開催する。

15

#### 16 3.1.6 「ふたばの教育復興応援団」

- 17 ○ 双葉郡の教育復興を応援する各界の有志により設立された「ふたばの教育復興応援  
18 団」メンバーによる、双葉郡内小学校・中学校・高等学校の授業や部活動での指導  
19 や行事への参加等の協力を得る。福島県立ふたば未来学園高等学校の開校にあたっては、校歌や制服の制作協力、責任編集授業の実施などにより、特色ある教育活動  
20 が実現されている。今後も、専門的知識能力を生かした協力を得て、多様で実践的  
21 な教育を推進する。

22

#### 23 3.1.7 他地域との交流・連携

- 24 ○ 先進事例に学ぶとともに、双葉郡から「ふるさと創造学」を新たなモデルとして展  
25 開し、波及させるため、県内外の他地域との交流や連携を図る。子どもたちの交流  
26 を通した地域課題や取組成果の共有、教職員による研修参加や事例研究・発表等を  
27 通して、「ふるさと創造学」の実践の成果を確認しモデル化し、発信していく。

28

### 32 3.2 教育を通じた絆づくり

33

#### 32.1 子どもたちの交流

- 34 ○ 地域から離れ、避難先での生活が続く子どもたちが、地域のつながりを感じるさ

とに対する意識や愛着を高めるために、双葉郡の子どもたちの再会・交流の機会となるようなイベントを適宜開催する。

- 郡内小学校の子どもたちが交流し、つながりを作る場として、「双葉郡 8 町村小学校・絆づくり交流会」を平成 27 年度に開始した。双葉郡の未来を見据えた、8 町村の小学生による学校の垣根を越えた仲間づくりと、双葉郡内小学校勤務の教職員が集い情報交換を通してモチベーションを高めることを主な目的とした。今後も、双葉郡の小学校に通う児童が一堂に会する機会として継続的に開催する。内容については、交流会の目的、また参加する児童や学校、地域の状況等に配慮して、年度ごとに検討し実施することとする。
- 双葉郡内町村立中学校と中高一貫校の連携活動の一環として、平成 27 年度に、双葉郡の中学校と中高一貫校の高等学校の生徒が一堂に会する「双葉郡中高交流会」を開催した。今後も、交流会の目的、また参加する生徒や学校、地域の状況等に配慮して、年度ごとに内容を検討し実施することとする。双葉郡内の 5 校の高等学校のサテライト校については、各校の状況や希望に従い、連携活動への参加を求める。
- 全国に避難している子どもたちも双葉郡の子であるという考え方のもと、再会の集いや、子どもたちと地域住民の交流の機会を設ける。これらの企画・実施にあたっては、子どもたちや地域住民の参画を促し、絆づくりの場とすると同時に、実践的なアクティブ・ラーニングの機会とすることも検討する。

### 3.2.2 地域への情報発信と双方向のコミュニケーション

- 双葉郡の子どもたち(区域外就学の子どもたち含む)や保護者、地域住民に対して、双葉郡内の学校や子どもたちの様子、学びの成果などを伝え、各取組への理解を促進するとともに、双葉郡としてのつながりを維持・再生するため、広報誌「ふたばの教育」の発行やビジョン推進協議会ウェブサイトでの情報発信を行う。
- 8 町村が連携し小学校・中学校・高等学校を通して進める双葉郡の教育の一体感を感じるため、町村間、学校間での情報共有を進める。合同授業や共同活動だけでなく、ICT の活用や各媒体も利用して、多様なコミュニケーションを図る場を作る。さらに、子どもたちの取組や学びの成果を伝える活動を通して表現・発信する力を実践的に高めるため、地域や全国の人々との双方向のコミュニケーションも視野に入れて取り組む。

### 3.2.3 教育支援体制の充実

- 子どもたちが、必ずしも避難元町村の学校や学習支援拠点の近くに居住していない

実態や、各町村や NPO が設置する学習支援拠点が県内全域にわたって適度に分散している一方で参加人数に偏りがあり、その効果を十分に発揮できていない状況を踏まえ、区域外就学している子どもたちも含めた郡内の子どもたち向けの学習支援（放課後学習会等）を各町村で連携して実施する。

- 各町村では、各拠点での学習会開催の環境整備や体制整備を進めるとともに、開催状況の情報共有を行う。各拠点での学習会への参加については、町村枠を越えて相互に受け入れることとし、学びの機会を保障するとともに学力の補充と意欲の向上を図る。

### 3.3 教育と地域復興の相乗効果

#### 3.3.1 地域コミュニティとの協働

- 教育と地域復興の相乗効果を生むためには、学校と地域コミュニティが協働することが重要となる。双葉郡内の各校における「ふるさと創造学」の取組推進や、多様な主体との連携による教育活動を広げるために、地域人材や外部専門家等とのコーディネートを行う体制を整備する。まずは、各町村の学校支援機能として、学校支援地域本部の設置、または地域コーディネーターの配置を実現した。また、一貫校の取組を支えつつ郡全体の取組を加速させるために、双葉郡小学校・中学校・高等学校全体のコーディネートを担うコアとなる学校支援組織として、平成 27 年度に「双葉地区学校支援地域本部」を立ち上げた。
- 「双葉地区学校支援地域本部」では、各町村の学校支援地域本部または地域コーディネーターの活動の支援を進めるとともに、双葉郡全体でのイベント企画やボランティアの調整、福島県立ふたば未来学園高等学校・中学校（仮称）の支援等を行う。また、[地域学校協働活動の充実に加えて](#)、地域コーディネーターの研修や情報共有により[「双葉地区学校支援地域本部」本部](#)の機能を充実させ、学校と地域コミュニティとの連携・協働を促進する。

#### 3.3.2 中高一貫校における地域コミュニティとの連携

- 教育と地域復興の相乗効果を高めるためには、「ふるさと創造学」に取り組む子どもたちと復興に取り組む大人が出会い、また、日常的に交流することで、大人も子どもも学び、新たな双葉郡の創造につなげる場が不可欠である。そこで、その施設機能を、平成 31 年度完成予定の中高一貫校本設校舎内に置く。
- 具体的には、授業や学校生活を通した地域コミュニティとの交流による教育活動の活性化と地域復興・発展へ寄与し、大学・企業・NPO 等による教育活動や学校生

1 活、課外活動へのサポートを生徒が効果的に活用できる場とする。例えば、地域の  
2 伝統文化や震災・原発事故からの復興の道のりに関する資料などの展示等を通して  
3 地域理解を深めたり、あるいは「ふるさと創造学」等の展示・発表により学習成果  
4 を地域に発信したりするなど、子どもたちと地域の大人が触れ合う機会を創出する。

### 5

### 6 3.4 取組推進のための体制

#### 7 3.4.1 協議会の運営（ビジョン推進協議会事務局）

- 8 ○ 双葉郡の教育復興については、ビジョンの具現化を図るべく体制を整備し、各施策  
9 を着実に進めている。しかしながら復興は緒に就いたばかりであり、また、双葉郡  
10 8町村の中でも今後帰還を進める町村については、学校の地元再開に向けた準備と  
11 仮設校舎で教育活動を行っている学校における教育の質の担保の両立という更な  
12 る課題への対応が必要となるなど、今後も教育復興を推進していくためには、8町  
13 村の連携と県や国をはじめとした関係機関の協力が不可欠である。
- 14 ○ そこで、継続的な事業推進のための体制構築に努める。具体的には、取組を推進す  
15 るための関係者の合議の場「福島県双葉郡教育復興ビジョン推進協議会」を継続的  
16 に開催し、関係機関等との連携を強化する。合議の場においては、専門的知見を有  
17 する有識者を招へいし、全国の叡智を結集した取組につなげる。また、各種取組を  
18 円滑に推進するための事務局を設置し、運営に係る人員を確保する。事務局につい  
19 ては、「双葉地区学校支援地域本部」との組織や役割の整理や、各種支援の受け皿  
20 となるための法人化も視野に入れ、在り方について検討する。

#### 21

#### 22 3.4.2 大学・大学院との連携

- 23 ○ 双葉郡の復興への課題を深く理解し各領域で町村の復興に協力している福島大学  
24 をはじめとした県内外の大学や教職大学院と人材育成のビジョンを共有し、連携を  
25 強化する。カリキュラム作成や教員研修、学習支援や各取組ボランティアへの大学  
26 生の派遣等、大学の知見や人材を生かした関わりを求める。
- 27 ○ 大学教員を講師として双葉郡の学校へ派遣すること、教員養成課程や復興関連の研  
28 究を行う学生をフィールドワークの一環で双葉郡の学校へ派遣することなど、双葉  
29 郡の教育への協力を得る。また、復興に貢献する高度な知識や実践力を育てるコー  
30 スの設置や、思考力・応用力等を重視した選考基準への転換など、進学先としての  
31 連携を図る。

### 3.4.3 企業、NPO 等との連携

- 双葉郡の復興と関連した教育を進めるために、企業やN P O等の復興に携わる民間団体や有識者等とも連携し、双葉郡の課題と向き合う実践的な人材育成を進める。例えば、「福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想」のなかで検討されている新産業の推進企業と連携した取組を進める。その他、外部講師派遣や財政支援、進路先など、幅広い人材育成に関する協力を求めていく。

以上